

委員会発議案第2号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年9月30日

鈴鹿市議会議長
野間 芳実 様

提出者
文教環境委員会
委員長 河尻 浩一

(提案理由)

国に対し、義務教育費国庫負担制度の充実を要請するため。

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」及び「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

現行制度においては、「職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費」が国庫負担の対象とされている。しかし、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が必要である。

未来を担うこどもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりのために極めて重要である。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充をふくめた制度の更なる充実が求められる。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

鈴鹿市議会議長 野間 芳実